

ユーラシア特許庁
特許条約

1994年9月9日作成

1995年8月12日発効

目次

前文

- 第 I 部 ユーラシア特許制度
- 第 1 条 ユーラシア特許制度の設立
- 第 II 部 ユーラシア特許機構
- 第 2 条 ユーラシア特許機構の設立
- 第 3 条 管理評議会
- 第 4 条 ユーラシア特許庁
- 第 5 条 財政
- 第 III 部 実体特許法
- 第 6 条 特許することができる発明
- 第 7 条 ユーラシア特許を受ける権利を有する者
- 第 8 条 優先権
- 第 9 条 特許権
- 第 10 条 法的保護の範囲
- 第 11 条 ユーラシア特許の期間
- 第 12 条 強制ライセンス
- 第 13 条 ユーラシア特許の効力及び権利行使
- 第 14 条 特許規則・実体規定
- 第 IV 部 手続特許法
- 第 15 条 ユーラシア出願及びユーラシア特許の付与
- 第 16 条 ユーラシア出願の国内特許出願への変更
- 第 17 条 ユーラシア特許の維持
- 第 18 条 手数料
- 第 19 条 特許規則・手続規定
- 第 V 部 特許協力条約(PCT)の出願
- 第 20 条 特許協力条約(PCT)の出願
- 第 VI 部 経過規定
- 第 21 条 調査・合議体
- 第 VII 部 雑規定
- 第 22 条 国内特許制度の独立
- 第 23 条 条約の改正
- 第 24 条 紛争処理
- 第 VIII 部 情報提供業務
- 第 25 条 特許情報の普及
- 第 IX 部 最終規定
- 第 26 条 署名・条約の発効

第 27 条 条約の廃棄

第 28 条 寄託

前文

政府に代表される本条約の締約国(以下「締約国」と記す。)は、
発明の保護の分野における協力を強化することを願い、
すべての締約国の領域で法的効果を有する共通の特許に基づく保護を得るための国家間の制度を設立するために努力し、
上記目的のために、産業財産の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約第 19 条にいう特別の取極、及び 1970 年 6 月 19 日の特許協力条約第 45 条第 1 項にいう広域特許条約を締結することを願い、
以下のとおりに合意した。

第 I 部 ユーラシア特許制度

第 1 条 ユーラシア特許制度の設立

- (1) 締約国は、発明保護のための国内制度を発展させる完全な主権を維持しつつ、ここにユーラシア特許制度を設立する。
- (2) 本条約の如何なる規定も、産業財産の保護に関するパリ条約の締約国の国民又は居住者の、同条約に基づく権利を減縮するものと解してはならない。

第 II 部 ユーラシア特許機構

第 2 条 ユーラシア特許機構の設立

- (1) ユーラシア特許機構(以下「機構」と記す。)は、ユーラシア特許制度及びユーラシア特許付与の機能を管理するために設立される。
- (2) すべての締約国は機構の構成員となるものとする。
- (3) 機構の機関は、管理評議会、及びユーラシア特許庁である。
- (4) ユーラシア特許庁は、機構の最高業務執行者であり機構を代表する長官に率いられる。
- (5) 機構は法人格を有する政府間機構である。各締約国において、機構は当該締約国の国内法の下で法人に対して与えられる法的資格を有する。機構は動産又は不動産を取得又は処分することができ、裁判においてその権利を擁護することができる。機構の本部はロシア連邦のモスクワに置く。
- (6) 機構の公用語はロシア語とする。
- (7) 機構、全権を委任された締約国の代表、及びその代理、ユーラシア特許庁の職員、及び機構の業務を遂行する任にあるその他の者は、各締約国の領域内において、他の国際機関及びその職員に締約国により与えられる権利、特権、及び免責を有し、ロシア連邦の領域内においては、機構とロシア連邦政府の間で結ばれた特別本部協定によっても規定される。

第 3 条 管理評議会

- (1) 各締約国は管理評議会において代表されるものとする。各締約国は管理評議会において 1 の票を有する。締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。本条約が満場一致、又は、投票の 3 分の 2 の多数を求める場合を除き、決定は合意により、又は、合意できない場合は、投票した締約国の全権を委任された代表の単純多数により行う。
- (2) 管理評議会は、各暦年に通常会期として、及び、少なくとも 3 つの締約国、管理評議会の議長、又はユーラシア特許庁長官の要請により、臨時会期として会合するものとする。これらの会期はユーラシア特許庁長官により召集される。
- (3) 管理評議会は、
 - (i) それ自体の手續の規則を採択し、
 - (ii) 2 年の更新可能な期間の管理評議会の議長を選挙し、
 - (iii) 6 年の更新可能な期間のユーラシア特許庁長官を任命し(任命の条件は機構と将采の長官の間の契約で規定される。)、
 - (iv) 長官によるユーラシア特許庁副長官の任命に関し、長官に助言を与え、
 - (v) 機構がロシア連邦政府と結んだ機構の本部協定を承認し、
 - (vi) 機構が国及び国際機関と結んだ協定を承認し、
 - (vii) 特許規則、財務規則及び管理規則を 3 分の 2 の多数で採択し、
 - (viii) 機構の年予算を 3 分の 2 の多数で定め、年次報告を審査し、年次決算を承認し、
 - (ix) 機構の業務を遂行するためその他の行動をとる。
- (4) 世界知的財産機関(以下「WIPO」と記す。)は、機構と WIPO との間に結ばれた協定の規定に従って、助言者の資格において管理評議会の会合に出席する。

第4条 ユーラシア特許庁

- (1) ユーラシア特許庁は、機構のすべての管理業務を遂行する。庁は機構の事務局である。
- (2) ユーラシア特許庁長官はその組織を決定し、職員を任命する。長官は管理評議会のすべての会合に出席することができる。
- (3) 各締約国は、ユーラシア特許庁の職員に関し割当を有し、それは管理規則で決められる。
- (4) ユーラシア特許庁はロシア連邦のモスクワに置く。

第5条 財政

- (1) 機構は、その経費を手数料及び庁が得た他の収入により賄う独立採算とする。何れの締約国も機構に分担金を支払う義務を有さない。
- (2) 機構の予算は次の財源から供給される。
 - (i) ユーラシア特許庁により行われる業務の手数料及び料金からの収入
 - (ii) ユーラシア特許庁の出版事業からの収入
 - (iii) 機構に与えられる贈与物、遺贈、及び補助金
 - (iv) 機構の賃貸料、利息、及び他の雑収入
- (3) 機構の経費を超える収入の超過分はユーラシア特許庁の発展のために使われるものとする。
- (4) 第3条(3)(v)の機構の本部協定において、機構の財政手段がその活動のために十分でないとき、ロシア連邦は機構に前貸金を与える。与えられる前貸金の額、及び条件は、各々の場合における機構とロシア連邦政府との間の別個の協定に従うものとする。

第 III 部 実体特許法

第 6 条 特許することができる発明

ユーラシア特許庁は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な発明に対しユーラシア特許を付与する。

第 7 条 ユーラシア特許を受ける権利を有する者

(1) ユーラシア特許を受ける権利は、発明者又はその承継人に属する。発明者が従業者である場合、ユーラシア特許を受ける権利は、従業者が主に雇用されている国の法律に従って決定される。従業者が主に雇用されている国を決定することができない場合、適用される法令は従業者が属している使用者の営業所のある国の法律とする。

(2) ユーラシア特許庁に対する手続のため、出願人はユーラシア特許を受ける権利を有するとみなされる。

第 8 条 優先権

優先権は産業財産の保護に関するパリ条約に準拠するものとする。

第 9 条 特許権

(1) ユーラシア特許権者は、その特許発明を実施し、及び実施を許諾し、又は他者が実施することを禁止する排他的権利を有する。

(2) ユーラシア特許権者は、その権利を譲渡し、又はライセンスすることができる。

(3) ユーラシア特許の付与のための出願(以下「ユーラシア出願」という。)が公開された後、出願人は締約国の国内法に準拠した仮保護の権利を有する。

第 10 条 法的保護の範囲

ユーラシア特許により与えられる法的保護の範囲は、クレームにより決定される。明細書及び図面はクレームを解釈するためにのみ用いられる。

第 11 条 ユーラシア特許の期間

ユーラシア特許の期間はユーラシア出願の出願日から 20 年とする。

第 12 条 強制ライセンス

(1) 第三者によるユーラシア特許を実施するための強制ライセンスは、締約国の管轄機関によりその締約国の領域内において産業財産の保護に関するパリ条約に準拠して付与される。

(2) 強制ライセンス付与の決定は、強制ライセンスが付与される領域の締約国の裁判所又は他の管轄機関で争うことができる。

第 13 条 ユーラシア特許の効力及び権利行使

(1) 締約国において、ユーラシア特許の効力又は侵害から生じた紛争は、本条約及びその特許規則に基づき、その国の国内裁判所又は他の管轄機関により解決される。決定はその締約国の領域内においてのみ効力を有する。

(2) 各締約国は，ユーラシア特許の侵害に対し，国内特許の場合と同じ民法上の，又はその他の責任を定める。

(3) 締約国の裁判所又は他の管轄機関は，原告に当該締約国の言語でのユーラシア特許の翻訳文を提出することを求めることができる。

第 14 条 特許規則・実体規定

特許規則は実体特許法に関する詳細を規定し，特に次の事項を規定する。

(i) 新規性，進歩性，及び産業上の利用可能性の定義を含む，発明の特許性の基準の定義，及び発明の開示の要件

(ii) 発明の特許性に影響を与えない開示

(iii) 発明の単一性の要件

(iv) 優先権の定義と効果

(v) 特許発明の排他権の定義

(vi) 先使用者の権利

(vii) クレームの解釈

(viii) ユーラシア出願及びユーラシア特許に記述されるべき発明者の権利

(ix) ユーラシア出願及び特許に対する権利の譲渡及び他の移転

(x) ユーラシア出願の手續における秘密保持

第 IV 部 手続特許法

第 15 条 ユーラシア出願及びユーラシア特許の付与

- (1) ユーラシア出願は，
 - (i) (ii)が適用される場合を除くほか，ユーラシア特許庁に出願することができる。
 - (ii) 締約国からの出願人の場合，その締約国の法令で規定されている場合は，ユーラシア出願を国内特許庁(以下「国内官庁」と記す。)を通して出願するものとする。国内官庁を通して出願されたユーラシア出願は，それが特許規則に規定された期限内にユーラシア特許庁に送付されることを条件として，国内官庁に出願された日にユーラシア特許庁に出願されたと同じ効果を有する。国内官庁はユーラシア出願の方式審査に関し，本条約及びその特許規則により規定された要件を出願が満たしているか否か確認し，出願が前記要件を満たしている場合，その出願の手続を更に進めるためユーラシア特許庁に送付する。
- (2) ユーラシア出願をユーラシア特許庁に出願する場合，出願，調査，公開，及び他の手続のための単一手続手数料を出願時にユーラシア特許庁に支払わなければならない。ユーラシア出願を国内官庁を通して出願する場合，出願時に方式審査及び出願の送付のための手数料を国内官庁に支払い，単一手続手数料はユーラシア出願のユーラシア特許庁への送付時にユーラシア特許庁に支払わなければならない。
- (3) ユーラシア特許庁は方式審査に関し，本条約及びその特許規則により規定された要件をユーラシア出願が満たしているか否か確認し，前記出願に関し調査を行う。調査は出願人に送付される調査報告書で終わる。
- (4) ユーラシア特許庁は，出願日から，優先権が主張されている場合は優先日から，18 月満了後速やかにユーラシア出願を調査報告書とともに公開する。出願人の請求により，ユーラシア特許庁はユーラシア出願を早期に公開する。その場合，調査報告書は利用可能となった後すぐに別個に公開する。
- (5) 調査報告書の公開日から 6 月満了前にユーラシア特許庁に提出される出願人の請求により，ユーラシア特許庁はユーラシア出願の実体審査を行う。
- (6) (5)の請求書の提出は，ユーラシア特許庁に対する審査手数料の支払を条件とする。
- (7) ユーラシア特許を付与し，又はユーラシア出願を拒絶する決定は，ユーラシア特許庁のために，ユーラシア特許庁の職員である 3 名の審査官で構成された合議体により行われ，管理評議会の満場一致による別段の定がなければ，前記合議体は異なった締約国の国民である審査官により構成される。
- (8) 出願人がユーラシア特許の付与を拒絶するユーラシア特許庁の決定に同意しない場合，拒絶の通知の受領日から 3 月以内に，(7)に準拠した構成のユーラシア特許庁の合議体により審理される審判をユーラシア特許庁に請求することができる。合議体は前記審判の主題事項に係る決定に参加しなかった少なくとも 2 名の審査官を含むものとする。
- (9) (8)の審判の請求は，ユーラシア特許庁に対する手数料の支払を条件とする。
- (10) ユーラシア特許の付与は，ユーラシア特許を付与する旨のユーラシア特許庁からの通知を出願人が受け取った日から 3 月以内にユーラシア特許庁に手数料を支払うことを条件とする。
- (11) 第 17 条の規定を条件として，ユーラシア特許はその公告の日からすべての締約国の領域において効力を有する。

(12) 締約国の国内官庁に対し代理する権能を有し、かつ、特許代理人としてユーラシア特許庁に登録された者は、ユーラシア特許庁に対し代理人として行動することができる。出願人が締約国の領域に居所又は主たる営業所を有していない場合、前記特許代理人により代理されなければならない。何れかの締約国の領域において居所又は主たる営業所を有する者は、個人で、又は特許代理人を介して、又は特許代理人でない代理人を介して、ユーラシア出願をし、かつ、ユーラシア特許庁に対しすべての手続をすることができる。

第 16 条 ユーラシア出願の国内特許出願への変更

(1) ユーラシア特許の付与を拒絶するユーラシア特許庁の通知、又は第 15 条(8)に基づいて請求された審判の請求を拒絶する通知を出願人が受け取った日から 6 月満了前に、出願人は、国内手続に従い国内特許を得たい締約国を指定して、ユーラシア特許庁に請求を提出することができる。

(2) 前記決定がされ、かつ、前記請求の対象に係るユーラシア出願は、指定された国において国内官庁に出願され、ユーラシア出願の出願日、及びもしあれば優先日を有し、国内法で規定されたすべての結果を有する通常の国内出願として扱われ、出願人が前記国内官庁に規定の国内手数料を支払うことを条件として、国内官庁により手続が進められる。

第 17 条 ユーラシア特許の維持

(1) ユーラシア特許の維持は年 1 度の手数料の支払を条件とする。

(2) 維持手数料は、ユーラシア特許の付与に続く各年のユーラシア出願の出願日に対応する日までに支払う。

(3) 各締約国におけるユーラシア特許の継続する効果は、特許権者がその効果を継続することを望む各締約国の名称を指定することを要件とする。前記指定はユーラシア特許庁に宛てて行い、かつ、維持手数料の支払と同時に進めなければならない。前記手数料は指定した各締約国について支払う。

第 18 条 手数料

(1) ユーラシア出願又は特許に関する手数料、及びユーラシア特許庁により行われる業務のすべての料金は、ユーラシア特許庁に支払うものとし、(2)の規定を条件として、機構に属する。ユーラシア出願の方式審査及び送付のための第 15 条(2)の手数料は、ユーラシア出願が出願された国内官庁に支払い、かつ、属する。

(2) ユーラシア特許の維持のためのすべての手数料は、ユーラシア特許庁に支払う。機構と指定された締約国の間の維持手数料の分配割合は、管理評議会により投票の 3 分の 2 の多数により定められる。ただし、各締約国の指定のために受け取った手数料の少なくとも 5 分の 1 は機構に属し、手数料の残りの部分は指定された締約国の国内官庁に移される。

(3) 各締約国に関するユーラシア特許の維持手数料の額はその国により定められる。ユーラシア特許の維持手数料を支払う通貨は管理評議会により決定される。

第 19 条 特許規則・手続規定

特許規則は、ユーラシア特許手続に関する詳細を規定し、特に次の事項を規定する。

(i) ユーラシア出願の様式と内容に関する要件

- (ii) 特許代理人に関する要件，その認証のための手続，及び特許代理人としての登録
- (iii) 出願日
- (iv) 期間の計算
- (v) 優先権の主張
- (vi) 手数料支払のための通貨及び手続
- (vii) ユーラシア出願の補正と訂正
- (viii) 特許調査及び審査
- (ix) ユーラシア特許庁により行われる文献及び情報提供業務
- (x) ユーラシア出願及び特許の公告
- (xi) ユーラシア特許の登録
- (xii) ユーラシア特許庁の公報
- (xiii) ユーラシア特許の取消の条件と手続
- (xiv) ユーラシア出願の国内特許出願への変更
- (xv) 幾人かの発明者，出願人，特許権者又は代理人がいる場合の関連規定の適用
- (xvi) ユーラシア特許庁と出願人，特許権者，特許代理人及びその他第三者との接触並びに前記の者によるユーラシア特許庁のファイル参照の手続

第 V 部 特許協力条約(PCT)の出願

第 20 条 特許協力条約(PCT)の出願

特許協力条約及びその規則はユーラシア特許制度に適用され、これらと本条約及びその特許規則の間に抵触があった場合、前者が優先する。ユーラシア特許庁は、特許協力条約に基づく受理官庁、及び指定官庁と選択官庁であり、管理評議会の許可により、本条約の国際調査機関及び国際予備審査機関の地位を目指す。

第 VI 部 経過規定

第 21 条 調査・合議体

(1) ユーラシア特許庁は、管理評議会の許可を得て、必要と思われる間、国内又は広域特許庁と、ユーラシア特許出願に関する調査をこれらの国内又は広域特許庁が行う取り決めを結ぶことができる。ただし、これらの国内又は広域特許庁は、すべての又は選択された技術分野において、特許協力条約に基づいて行われるものと同じ型の調査を行うことができることを条件とする。

(2) 必要と思われる間、第 15 条(7)の 3 名の審査官の合議体は、締約国により推薦された審査官より構成することができる。

第 VII 部 雑規定

第 22 条 国内特許制度の独立

- (1) 本条約は、締約国が国内特許を付与する権利を妨げるものではない。
- (2) 本条約は、締約国が国際機関にそれ自身が参加し、又は産業財産の保護の分野における国際協力の種々の形態を発展させることを妨げるものではない。

第 23 条 条約の改正

- (1) 本条約は、締約国により随時改正することができる。
- (2) 管理評議会は、条約改正のために締約国会議の召集を決定する。管理評議会はまた、改正会議の手續の規則及び他の詳細を決定する。

第 24 条 紛争処理

本条約の解釈又は実行に関し紛争が生じた場合、WIPO 事務局長は、紛争の当事者の請求により、当事者を紛争処理に導くため調停をする。

第 VIII 部 情報提供業務

第 25 条 特許情報の普及

(1) 各締約国は、無料でユーラシア特許庁の公報、及びユーラシア特許出願と特許の明細書を受けのものとする。

(2) (1)が適用される場合を除くほか、ユーラシア特許庁の刊行物は管理評議会の許可なくして無料で頒布することはできない。

第 IX 部 最終規定

第 26 条 署名・条約の発効

- (1) 本条約はロシア語で署名する。
- (2) 国際連合の加盟国であり、かつ、産業財産の保護に関するパリ条約及び特許協力条約に拘束されるすべての国は、本条約の締約国となることができる。締約国となるためには、本条約に署名し批准書を寄託するか、加入書を寄託する。
- (3) 本条約に対する留保は認められない。
- (4) 本条約は、これを批准し又は加入した最初の 3 の国に関し、3 番目の批准書又は加入書が WIPO 事務局長に寄託された後 3 月で効力を生じる。他の国に関し、本条約はその国が批准書又は加入書を寄託した 3 月後に発効する。

第 27 条 条約の廃棄

何れの締約国も WIPO 事務局長に宛てた通告により本条約を廃棄することができる。廃棄は事務局長がその通告を受領した日の後 6 月で効力を生じる。

第 28 条 寄託

WIPO 事務局長を本条約の受託者とする。